

令和7年12月10日
京都市教育委員会
総務課・教職員人事課

市立学校園における電話の通話録音の実施について

- 京都市立学校・幼稚園における電話対応に関して、各学校園で設定している電話対応時間内の通話の録音を、準備が整った学校園から順次、試行実施します。
- この取組は、教職員の電話対応の質の向上とともに、学校園に対する「過剰な苦情や不当な要求等への対応」など公正かつ適正な職務執行の確保などを目的に実施するものですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- 試行実施校における成果と課題を検証したうえで、通話録音の実施校園を拡大する予定です。

1 取組の概要

(1) 録音方法

学校・幼稚園ごとに設定している電話対応時間*内に着信する電話に関して、「通話を録音する」という音声アナウンスの後、通話の録音を行います。

なお、学校・幼稚園からの発信する電話についても、音声アナウンスはありませんが、着信時と同様に通話の録音を行います。

※学校・幼稚園ごとに、働き方改革の取組の一環として、

電話対応時間（例：午前8時～午後5時半）を設定しています。

学校・幼稚園への電話連絡は、原則、その時間内をお願いします。

(2) 通話記録の取扱い

京都市個人情報保護条例等を遵守し、適正に取り扱います。

(3) 開始時期

電話機の設定など、準備の整った学校・幼稚園から順次、各学校・幼稚園のHP等でのお知らせとともに、通話録音を開始します。

2 問合せ先

教職員人事課 (Tel : 075-222-3779)